

長野県競技力向上対策本部 見積公告・業務委託等説明書

業務名	令和6年度長野県競技力向上対策本部関係会議の音声データ反訳業務	
予算執行者	長野県競技力向上対策本部本部長	
契約種類	委託契約	
契約種別	単価契約	
履行期間	契約締結日から令和7年3月31日（月）まで	
納入場所	長野県競技力向上対策本部事務局（観光スポーツ部国スポ・全障スポ準備課競技力向上対策室内）	
契約方法	随意契約	
見積書提出期限	令和6年5月27日（月） 正午	
見積書提出場所	長野県競技力向上対策本部事務局（観光スポーツ部国スポ・全障スポ準備課競技力向上対策室内）	
本件に係る照会先	長野県競技力向上対策本部事務局（観光スポーツ部国スポ・全障スポ準備課競技力向上対策室内）	
参加資格	次のいずれにも該当する者であること。 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 2 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がA、B又はCに区分されている者であること。 3 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。 4 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。 5 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。	
説明会	開催しない。	
技術資料等の提出内容	提出を求めない。	
その他	1 指定の見積書様式にて提出をすること。 2 見積り合わせには見積り合わせ参加者の立会いを求めない。	
仕 様 書		
1 発注案件は「令和6年度競技力向上対策本部関係会議予定日及び会議時間」のとおり。 2 仕様の詳細は「反訳業務仕様書」のとおり。		
品名／規格	数量	備考
令和6年度長野県競技力向上対策本部関係会議の音声データ反訳業務	930分	諸経費（送料等）を含む。

請 書

下記の条件により相違なく契約を履行します。

記

- 1 契約の目的となる給付内容 令和6年度長野県競技力向上対策本部関係会議の音声データ反訳業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)
- 3 納入場所 長野県競技力向上対策本部事務局
(観光スポーツ部国スポ・全障スポ準備課競技力向上対策室内)
- 4 契約金額 単価契約 1分あたり 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 契約予定総額 円(税込)に対し、
金 円とし、この契約を履行できないときは、
違約金として納付します。
- 6 その他の事項については指示に従います。

令和6年5月27日

長野県競技力向上対策本部
本部長 阿部 守一 様

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

印

反訳業務仕様書

- 1 業務は、令和6年度に開催される競技力向上対策本部関係会議について、長野県競技力向上対策本部 本部長 阿部 守一（以下「発注者」という。）が提供する対策本部関係会議に係る音声データ（以下「音声データ」という。）の反訳（以下「音声データ反訳」という。）とする。
- 2 対策本部関係会議の開催予定及び音声データ反訳の発注見込時間は「令和6年度競技力向上対策本部関係会議予定日及び会議時間」のとおりである。なお、発注は、対策本部関係会議を開催することに行う。
- 3 受注者は発注者から音声データ（CD、その他電子記憶媒体）を受け取り、対策本部関係会議ごとの反訳原稿データ（Microsoft wordで作成されたdoc又はdocxファイル形式：A4縦版、横書き、11ポイント、40×40字）を発注者に電子メールにより納品する。
- 4 契約期間は契約締結日から令和7年3月31日の期間とする。
- 5 納品は契約期間中において発注者から発注があるごとに、その都度発注者の指定する日までに成果品を納入するものとする。
- 6 反訳する際は、以下の点を遵守すること。
 - (1) 反訳の用語については、音声データとともに提供する関係資料等を参照し、正確に反訳を行うこと。
 - (2) 音声に不明瞭な箇所がある等の原因によって、文字化することが困難な場合は、該当箇所及び該当箇所に想定される字数を空白（ブランク）とし納品する。
 - (3) 四文字熟語、外来語等で意味が分かりにくい文字については、当該文字の後に注釈を付けることとする。
 - (4) 反訳する際には「平成22年内閣告示第2号」で定める常用漢字を使用すること。漢字表記できるものは原則的に全て漢字表記とし、常用漢字でない漢字は使用しないこと。また、公用文の表記ルールに則った反訳をすること。
- 7 音声データ及び関係資料は、対策本部で受領するものとする。なお、受領に係る費用、成果品の納入に係る費用及び受領した音声データ等の返却に係る費用は受注者の負担とする。
- 8 契約代金は、次により算出した額に、100分の110を乗じて算出する。（1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）
 - (1) 契約単価に発注者が指定する時間数を乗じる。
 - (2) 時間の計算は1分単位で計算する。（1分未満は切り捨てる。）
 - (3) 代金は、発注ごとに計算する。
- 9 業務の執行にあたっては、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成30年2月厚生労働省改定）を遵守すること。
- 10 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護のために別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

5月17日

令和6年度競技力向上対策本部関係会議 予定日及び会議時間

	日 時	会議時間	(分)
1	5月	0時間	0
2	6月	1時間	60
3	8月	2時間	120
4	9月	1.5時間	90
5	11月	0時間	0
6	12月	0時間	0
7	12月	1.5時間	90
8	2月	3.5時間	210
9	2月	0時間	0
10	3月	1.5時間	90
11	3月	4.5時間	270
		15.5時間	930

※日時は変更となる可能性があります